

被扶養者が雇用保険を受給することになったら？

被扶養者の方が、雇用保険の失業給付金（基本手当）を受給することになった場合、基本手当日額が3,612円以上になるときは、被扶養者資格が取消になります。

※雇用保険の基本手当については、日額で支給されるため、年間収入限度額130万円ではなく日額で判断します。

(130万円÷12月÷30日=3,611.11円≒3,612円)

被扶養者資格の取消日について

「雇用保険受給資格者証」の『認定（支給）期間』欄に印字された基本手当の支給開始日が取消日になります。

※処理月日ではありません。

被扶養者資格の取消手続きについて

共済被扶養者申告書に「雇用保険受給資格者証」（表裏面）の写しを添付し、所属所の共済事務担当課に提出してください。

また、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については、認定中は国民年金第3号被保険者として国民年金に加入していましたが、取消後は、国民年金第1号被保険者に変更になりますので、居住地の市町村の国民年金課において変更の手続きをお願いします。

被扶養者の再認定について

雇用保険の基本手当受給終了後、他に収入がない場合または認定基準額未満の収入の場合は、『認定（支給）期間』欄に印字された基本手当の終了日の翌日から被扶養者になることが出来ます。

共済被扶養者申告書に「雇用保険受給資格者証」の写し（支給終了の印字がされたもの）、その他必要書類（扶養調書、無収入の申立書、所得証明書、国民年金第3号被保険者資格取得届など）を添付し、所属所の共済事務担当課に提出してください。

※必要書類については、所属所の共済事務担当課または共済組合保険課にお問い合わせください。

基本手当日額が3,612円未満である方について

被扶養者資格を継続できます。

「雇用保険受給資格者証」（第1面）の写しを所属所の共済事務担当課に提出してください。

妊産婦マル福に該当した方は届出を

妊産婦医療費助成制度（妊産婦マル福）に該当すると、疾病内容に応じて県またはお住まいの市町村から医療費の助成が受けられます。

組合員の皆さんや被扶養者になられているご家族が、この制度に該当した時は所属所の共済事務担当課に届け出てください。届出がない場合、医療給付が正しく行われず、附加給付を共済組合に返還していたり場合等がありますので、ご協力をお願いします。

「共済組合員（被扶養者）申告書」と「医療福祉費受給者証」、「妊産婦医療福祉費受給者証」の写しを所属所の共済事務担当課に提出してください。

お問い合わせ先 共済組合保険課 TEL.029-301-1413